

改め、同条第一項中「平成十九年三月三十日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「及び第四項」及び「（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）」を削り、「以下第四項まで及び第七項において「特定事業基盤強化設備」」を「以下この条において「事業基盤強化設備」」に、「又は特定事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備」に、「当該特定事業基盤強化設備」を「当該事業基盤強化設備」に改め、同項第三号中「個人」の下に「で生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の三第一項に規定する振興計画について同項に規定する認定を受けた生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合の組合員であるもの」を加え、「器具及び備品（当該事業）を「当該振興計画に定める同項に規定する振興事業の実施に係る器具及び備品（当該飲食店業」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第号）第七条第二項に規定する認定計画に従つて同法第二条第三項に規定する地域産業資源活用事業を行ふ同条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十一條に規定する確認を受けたもの

(前各号に掲げる個人に該当するものを除く。) 当該認定計画に定める機械及び装置

第十条の四第一項第八号を削り、同条第二項中「特定事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備」に改め、同条第三項中「特定事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備」に、「第六項」を「第五項」に改め、「及び第五項」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又はリース税額控除限度額」、「又は第四項」及び「(その年の前年において同項の規定の適用を受けた事業基盤強化設備をその年において当該個人の営む事業の用に供しなくなつた場合(当該事業基盤強化設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。)には、当該合計額から当該事業基盤強化設備を当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額)」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、同項に規定する個人が所有権移転外リース取引により取得した事業基盤強化設備については、適用しない。

第十条の四第七項中「特定事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備」に改め、同条第八項中「及び第四項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同条第九項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第十項中「第三項から第五項までの規定」を「第三項又は第四項の規定」に、「及び租税特別措置法第十条の四第三項から第五項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除）」を「並びに租税特別措置法第十条の四第三項及び第四項（事業基盤強化設備を取得した場合の所得税額の特別控除）」に改め、同条第十一項から第十四項までを削る。

第十条の五の見出しを「（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「及び第四項」及び「（以下この条において「経営革新設備等」という。）」を削り、「この項から第四項まで及び第七項において「特定経営革新設備等」」を「この条において「経営革新設備等」」に、「又は特定経営革新設備等」を「又は経営革新設備等」に、「当該特定経営革新設備等」を「当該経営革新設備等」に改め、同条第二項中「特定絏営革新設備等」を「絏営革新設備等」に改め、同条第三項中「特定絏営革新設備等」を「絏営革新設備等」に、「第六項」を「第五項」に改め、「及び第五項」を

削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又はリース税額控除限度額」、「又は第四項」及び「（その年の前年以前四年内の年において第四項の規定の適用を受けた同項に規定する経営革新設備をその年において当該個人の営む事業の用に供しなくなつた場合（当該経営革新設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該合計額から当該経営革新設備を当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、同項に規定する個人が所有権移転外リース取引により取得した経営革新設備等については、適用しない。

第十条の五第七項中「特定経営革新設備等」を「経営革新設備等」に改め、同条第八項中「及び第四項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同条第九項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第十項中「第三項から第五項までの規定」を「第三項又は第四項の規定」に、「及び租税特別措置法第十条の

五第三項から第五項まで（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除）」を「並びに租税特別措置法第十条の五第三項及び第四項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」に改め、同条第十一項から第十四項までを削る。

第十条の六の見出しを「（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に、「。第三項及び第四項」を「。第三項」に改め、同条第三項中「第六項」を「第五項」に改め、「及び第五項」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又はリース税額控除限度額」、「又は第四項」及び「（その年の前年において同項の規定の適用を受けた情報基盤強化設備等をそ の年において当該個人の営む事業の用に供しなくなつた場合（当該情報基盤強化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該合計額から当該情報基盤強化設備等を当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、同項に規定する個人が所有権移転外リース取引により取得した情報基盤強化設備等については、適用しない。この場合において、当該情報基盤強化設備等の取得価額は、同項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額に含まれないものとする。

第十条の六第八項中「及び第四項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同条第九項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第十項中「第三項から第五項までの規定」を「第三項又は第四項の規定」に、「及び租税特別措置法第十条の六第三項から第五項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除）」を「並びに租税特別措置法第十条の六第三項及び第四項（情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」に改め、同条第十一項から第十四項までを削る。

第十一条第一項中「場合（）の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該特定設備等をその事業の用に供した場合又は」を加える。

第十一条の二第一項中「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除く。）」を加え、同項の表の第一号中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第十一条の三第一項中「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）の施行の日から平成十九年三月三十一日まで」を「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「第二条第五項」を「第二条第八項」に改め、「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。）」を加え、「百分の二十四（当該事業革新設備が、第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）」を「百分の二十（当該事業革新設備が、産業活力再生特別措置法第二条第十項に規定する特定事業革新設備である場合又は第四号若しくは第五号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の三十）」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第二号に規定する事業革新（第四号において「事業革新」という。）について記載があるものに限る。）同法第五条第一項に規定する認定（同法第六条第一項の認定を含む。）

- 一 産業活力再生特別措置法第七条第一項に規定する共同事業再編計画（同条第三項第四号に掲げる事

項の記載があるものに限る。） 同条第一項に規定する認定（同法第八条第一項の認定を含む。）

三 産業活力再生特別措置法第九条第一項に規定する経営資源再活用計画（同条第三項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。） 同条第一項に規定する認定（同法第十条第一項の認定を含む。）

四 産業活力再生特別措置法第十二条第一項に規定する技術活用事業革新計画（事業革新について記載があるものに限る。） 同項に規定する認定（同法第十二条第一項の認定を含む。）

五 産業活力再生特別措置法第十三条第一項に規定する経営資源融合計画 同項に規定する認定（同法第十四条第一項の認定を含む。）

六 産業活力再生特別措置法第十六条第一項に規定する事業革新設備導入計画 同項に規定する認定（同法第十七条第一項の認定を含む。）

第十二条の四第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第二号」を「第一号」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「製作若しくは」を「製作又は」に、「を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して」を「の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして」に改め、「場合」の下に「（所有権移

転外リース取引により取得した当該特定電気通信設備等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加え、同項の表の第二号中「百分の十五」の下に「(平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間に取得等をしたものについては百分の十三とし、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。)」を加える。

第十二条の五を次のように改める。

(集積区域における集積産業用資産の特別償却)

第十二条の五 青色申告書を提出する個人が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第 号)第七条第一項に規定する同意基本計画(以下この項において「同意基本計画」という。)に定められた同法第四条第二項第二号に規定する集積区域(以下この項において「集積区域」という。)内において、同法の施行の日から平成二十一年三月三十一日までこの間に、同法第十四条第一項の承認(同法第十五条第一項の承認を含む。)を受けた同法第十四条第一項に規定する企業立地計画に定められた機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備(以下この条において「集積産業用資産」という。)で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことの

ないものを取得し、又は集積産業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該集積区域内において当該個人の営む指定集積事業（当該同意基本計画に定められた同法第十九条に規定する指定集積業種に属する事業をいう。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該集積産業用資産をその用に供した場合を除く。）において、その用に供した当該集積産業用資産が政令で定める要件を満たすものであるときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該集積産業用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該集積産業用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該集積産業用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける集積産業用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の五第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとす

る。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十一条の六を削る。

第十一条の七第一項中「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該再商品化設備等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加え、同項第二号中「減価償却資産」の下に「（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二十条第二項第一号に規定する認定計画に記載された同法第十二条第二項第二号に規定する再生利用事業に係る機械その他の減価償却資産にあつては、製造に関連する機械その他の減価償却資産を含む。）」を加え、同条第三項中「第十一条の七第一項本文」を「第十一条の六第一項本文」に改め、同条を第十一条の六とする。

第十二条第一項中「供したとき」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除く。）」を加え、同項の表の第一号を次のように改める。

一 次に掲げる地区	製造の事業その他の 機械及び装置並びに	百分の十（建物
イ 半島振興法（昭和六十年法律政令で定める事業	建物及びその附属設	及びその附属設

第六十三号) 第二条第一項の規

定により半島振興対策実施地域

として指定された地区

口 過疎地域自立促進特別措置法

(平成十二年法律第十五号) 第

二条第一項に規定する過疎地域

のうち政令で定める地区

ハ 離島振興法(昭和二十八年法

律第七十二号) 第二条第一項の

規定により離島振興対策実施地

域として指定された地区及びこ

れに類する地区として政令で定
める地区

備で、政令で定める
備については、
百分の六)

二 水源地域対策特別措置法（昭

和四十八年法律第百十八号）第

三条第一項の規定により水源地

域として指定された地区のうち

政令で定める地区

第十二条第一項の表中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第十二条の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。）」を加え、同項第一号中「又は第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第十二条の三の見出しを「（建替え病院用等建物の特別償却）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「医療法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五号）」を加え、「第六項」を「第四項」に改め、「場合」の下に「所

有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除き、「」を加え、「（第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「第三項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第三項の」を「第一項の」に、「第十二条の三第三項本文」を「第十二条の三第一項本文」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第一項から第三項まで」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十三条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「建設したものの」の下に「所有権移転外リース取引により取得したものを除く。」を、「合計額」の下に「（次項において「合計償却限度額」という。）」を加え、「として同項」を「として同条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその年におけるその合計償却限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定（当該機械装置等について前項又は次条第一項の規定の適用を受けるときは、これらの規定を含

む。）にかかわらず、当該機械装置等の償却費として同法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入する金額（その年の翌年において当該機械装置等につき前項又は次条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該翌年におけるこれらの規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額とする。）とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができます。

第十三条第三項中「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該障害者対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加え、同条第七項中「第一項の規定若しくは第一項において準用する前条第二項の規定又は第三項の規定若しくは」を「第一項から第三項までの規定又は」に改める。

第十三条の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「附属設備」の下に「所有権移転外リース取引により取得したものと除く。」を加え、同条第三項中「第十二条の三第二項」を「前条第二項」に、「前項」とあるのは「第十三条の二第一項」を「前項の」とあるのは「第十三条の二第一項の」に、「第十三条の二第一項」とあるのは「第十二条の三第一項」を「前項又は次条第一項」とあるのは「第十三条第一項又は第十三条の二第一項」に改め、同条第四

項中「第十二条の三第二項」を「前条第二項」に改める。

第十三条の三を削る。

第十四条の見出しを「（優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項中「第五項」を「第三項」に改め、「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該中心市街地優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）」を加え、同条第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「第五項」を「次項」に改め、「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）」を加え、「百分の百三十六」を「百分の百二十八」に、「百分の百五十」を「百分の百四十」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅」を「又は高齢者向け優良賃貸住宅」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四条の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供し

た場合を除く。」」を加え、同条第三項中「第十二条の三第二項」を「第十三条第二項」に改め、「同条第二項中」の下に「「前項の」とあるのは「第十四条の二第一項の」と、「」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「の限度額」との下に「「前項又は次条第一項」とあるのは「第十四条の二第一項」と」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「の限度額」との下に「「前項又は次条第一項」とあるのは「第十四条の二第一項」と」を加える。

第一項」とを加え、同条第四項中「第十二条の三第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第十五条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加え、同条第二項中「第十二条の三第二項」を「第十三条第二項」に改め、「同条第二項中」の下に「「前項の」とあるのは「第十五条第一項の」と、「」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「の限度額」との下に「「前項又は次条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と」を加え、同条第三項中「第十二条の三第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第二十条の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第二十二条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第二章第二節第四款中第二十五条の前に次の二条を加える。

(農業経営基盤強化準備金)

第二十四条の二 青色申告書を提出する個人で、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けたもの（第三項において「認定農業者」という。）が、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画（第三項において「認定計画」という。）の定めるところに従つて行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるものとして政令で定める金額

二 当該積立てをした年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 その年の十二月三十一日において、前項に規定する個人の前年から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額（同日までに次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十日までにこの項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちにその積立てをした年の翌年一月一日から五年を経過したものがある場合には、その五年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額は、その五年を経過した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、第四号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する農業経営基盤強化準備金の金額をその積立てをした年が最も古いものから順次

総収入金額に算入されるものとする。

- 一 認定農業者に該当しないこととなつた場合 その該当しないこととなつた日における農業経営基盤強化準備金の金額

- 二 認定計画の認定が取り消された場合 その取消しの日における農業経営基盤強化準備金の金額

- 三 事業を廃止した場合 その廃止した日における農業経営基盤強化準備金の金額

- 四 前項、前二号及び次項の場合以外の場合において農業経営基盤強化準備金の金額を取り崩した場合

その取り崩した日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金

額

- 4 第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における農業経営基盤強化準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、